

第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成21年12月25日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社みずほコーポレート銀行
取締役頭取 佐藤 康博

中間貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	3,324,857	預 渡 性 預 金	18,773,028
コ ー ル オ ー ク ン	137,302	債 券	6,831,761
買 入 現 金 勘 定	1,183,058	コ ー ル マ ネ ー	1,062,550
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	1,051,746	売 現 先 勘 定	11,891,867
買 入 金 銭 債 権	145,268	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	4,624,724
特 定 取 引 資 産	6,297,171	特 定 取 引 負 債 金	1,723,810
金 銭 の 信 託	2,024	借 用 金	4,309,559
有 価 証 券	18,888,160	外 国 為 替	5,909,734
貸 出 金	27,352,921	短 期 社 債	224,426
外 国 為 替	379,124	社 債	170,200
金 融 派 生 商 品	8,661,971	金 融 派 生 商 品	2,445,774
そ の 他 資 産	2,006,312	そ の 他 負 債	7,961,960
有 形 固 定 資 産	113,080	未 払 法 人 税 等	899,408
無 形 固 定 資 産	83,302	リ ー ス 債 務	6,014
繰 延 税 金 資 産	234,576	そ の 他 の 負 債	794
支 払 承 諾 見 返	3,494,326	賞 与 引 当 金	892,599
貸 倒 引 当 金	△ 345,566	貸 出 金 売 却 損 失 引 当 金	6,559
投 資 損 失 引 当 金	△ 11,102	偶 発 損 失 引 当 金	27,666
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,427
		支 払 承 諾	26,217
		負 債 の 部 合 計	3,494,326
		（ 純 資 産 の 部 ）	70,386,004
		資 本 金	1,404,065
		資 本 剰 余 金	663,434
		資 本 準 備 金	578,540
		そ の 他 資 本 剰 余 金	84,893
		利 益 剰 余 金	315,749
		そ の 他 利 益 剰 余 金	315,749
		繰 越 利 益 剰 余 金	315,749
		株 主 資 本 合 計	2,383,248
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	74,851
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	118,048
		土 地 再 評 価 差 額 金	36,382
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	229,282
		純 資 産 の 部 合 計	2,612,530
資 産 の 部 合 計	72,998,535	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	72,998,535

中間損益計算書（平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで）

(单位:百万円)

科 目								金 額	
経	常 収 益								607,607
	資	金	運	用	収	益		407,892	
	(	う	ち	貸	出	金	利 息)	(222,225)	
	(	う	ち	有	価	証	券 利 息 配 当 金)	(141,028)	
	役	務	取	引	等	収	益	67,622	
	特	定	取	引	収	益		47,439	
	そ	の	他	業	務	収	益	31,260	
	そ	の	他	経	常	収	益	53,392	
経	常 費 用								540,059
	資	金	調	達	費	用		182,233	
	(	う	ち	預	金	利 息)	(38,610)		
	(	う	ち	債	券 利 息)	(5,033)			
	役	務	取	引	等	費 用		12,078	
	そ	の	他	業	務	費 用		41,261	
	営		業	経		費 用		135,704	
	そ	の	他	経	常	費 用		168,781	
経	常 利 益								67,547
特	別 利 益								11,149
特	別 損 失								2,527
税	引	前	中	間	純	利	益		76,170
法	人 税	、	住 民	税 及	び	事 業	税	4,399	
法	人 税		等	還	付	税	額	△ 3,897	
法	人 税		等	調	整		額	7,666	
法	人	税	等	合	計				8,168
中	間	純	利	益					68,001

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

② 社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

③ 社債発行差金

社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は165,713百万円であります。

上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

また、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。
なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金23,103百万円を相殺表示しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から損益処理しております。

(10) 貸出金売却損失引当金の計上基準

貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は36,268百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は30,386百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(中間損益計算書関係)

従来、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したことから当中間会計期間から区分掲記しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 928,338百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中のその他の証券に合計5,615百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は682,290百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは1,228,481百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,828百万円、延滞債権額は269,665百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は148,511百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は439,005百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は279,228百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	2,349,601百万円
有価証券	6,873,034百万円
貸出金	4,318,376百万円
担保資産に対応する債務	
預金	235,047百万円
コールマネー	944,300百万円
売現先勘定	4,265,279百万円
債券貸借取引受入担保金	1,530,815百万円
借入金	3,274,878百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」20,573百万円、「有価証券」1,086,686百万円及び「貸出金」18,042百万円を差し入れております。
子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。
また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は24,885百万円、保証金は18,249百万円及びデリバティブ取引差入担保金は618,056百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は32,592,510百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,257,621百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 85,060百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,140,470百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債412,976百万円が含まれております。
14. 当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・メディアム・タム・ノート・プログラムに関し、当行はキープワエル契約を両社と締結しております。中間決算日における本プログラムに係る社債発行残高は520,599百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は54,096百万円であります。

16. 1株当たりの純資産額 217,851円88銭
 17. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準） 15.60%

（中間損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、株式等売却益47,678百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、信用リスク減殺取引に係る損失73,146百万円、貸倒引当金繰入額37,832百万円、貸出金償却26,789百万円を含んでおります。
- 外国法人税については、従来、法人税法上損金処理をしていたため「その他経常費用」に計上しており、前中間会計期間においても同様に計上していましたが、前事業年度末より法人税法上の税額控除の適用を受けることとしたため、「法人税、住民税及び事業税」に計上しております。
 前中間会計期間においてこの変更を行った場合、前中間会計期間の「その他経常費用」が18,166百万円減少し、「法人税、住民税及び事業税」が同額増加します。
- 1株当たり中間純利益金額 9,320円24銭
- 潜在株式を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は記載しておりません。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部が含まれております。

- 子会社・子法人等株式で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	338,039	328,627	△9,412

- その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	1,761,819	1,982,003	220,183
債券	10,505,816	10,532,750	26,933
国債	10,179,636	10,205,461	25,824
地方債	16,996	17,611	614
社債	309,182	309,677	494
その他	4,600,767	4,471,547	△129,220
合計	16,868,403	16,986,301	117,897

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は、37,638百万円（利益）であります。また時価ヘッジ等の適用の結果、純資産直入処理の対象となる80,259百万円から繰延税金負債5,289百万円を差し引いた額74,969百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

- 中間貸借対照表計上額は、国内株式については当中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算出された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したもののについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間期におけるこの減損処理額は、6,950百万円（うち、株式875百万円、その他6,075百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（追加情報）

- 変動利付国債

「有価証券」のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が21,879百万円増加、「繰延税金資産」が8,894百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が12,985百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

- 証券化商品

当行欧州拠点及び米州拠点の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

これにより、従来より継続的にブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等をもって時価としていた場合に比べ、「有価証券」が118,662百万円増加、「繰延税金資産」が422百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が616百万円増加し、「経常利益」が15,107百万円増加しております。

なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の中間貸借対照表価額は434,962百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内容	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	586,598
関連法人等株式	3,700
その他有価証券	
非上場株式	275,311
非公募債券	572,420
非上場外国証券	270,901
その他	49,510

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券償却損金算入限度超過額	643,698百万円
繰越欠損金	571,271
貸倒引当金損金算入限度超過額	144,668
その他有価証券評価差額	81,791
有価証券等（退職給付信託拠出分）	72,113
その他	86,172

繰延税金資産小計 1,599,716

評価性引当額 △1,150,913

繰延税金資産合計 448,802

繰延税金負債 △214,226

繰延税金資産（負債）の純額 234,576百万円